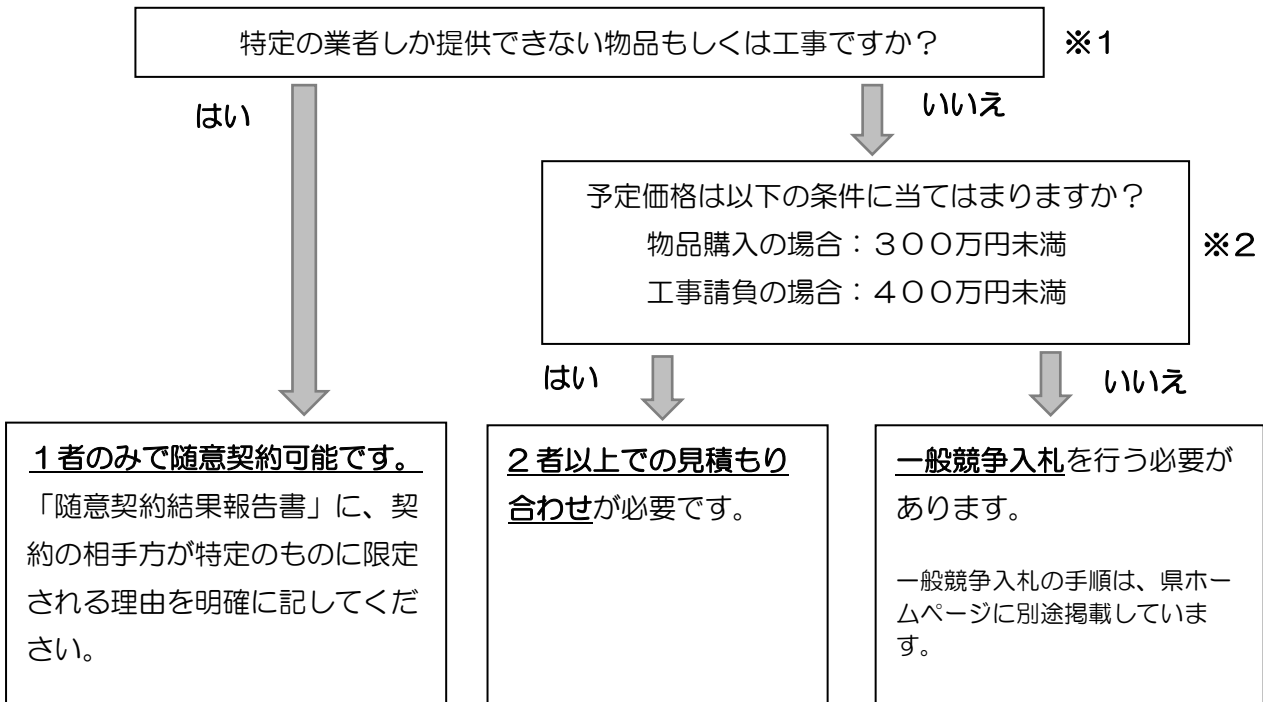


物品購入・工事請負時等の注意点

下記のフローチャートを参考に、必要な手順を確認してください。



※1 特定の業者しか提供できない例

- メーカーが販売代理店をもっておらず、直販でしか購入できない場合
- すでに導入しているソフトの更新など、既存システムを構築した業者しか対応できない場合

特定の業者しか提供できないと認められない例

- ×取引のある業者が1社しかない場合
→取引のない業者にも広く公告し、価格による競争を行う必要があります。
- ×価格交渉により値引きしてもらえた場合
→最も安い価格かはわからないため、他社と比較する必要があります。



※2 何種類かの物品を購入するとき、予定価格の条件は？

→契約ごとの金額で判断します。

- ・A事業所30台、B事業所20台のスマホを同時に購入する場合：50台分金額で判断します。
- ・ソフトをX社、インカムをY社から購入する場合：ソフトだけの金額、インカムだけの金額で判断します。

※ 適切でない方法で契約されたことが判明した場合、交付された補助金を返還しなければならないことがあります。